

件名

金融サービスの提供に関する法律施行令第二十二号第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十二條第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件（令和三年金融庁告示第二十九号）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十二條第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を次のように指定する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十二條第十三号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を次のように指定し、令和三年十一月一日から適用する。</p>